

自転車じてんしゃににのの 正しく乗ろうただの



「自転車じてんしゃは、車くるまの仲間なかまです。」

「交通ルールこうつうきが決められています。」

「決まりきまりを守まもって正しく乗ただのり、」

「交通事故こうつうじこにあわきないように気をつけましょう。」



自転車の交通ルール

自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

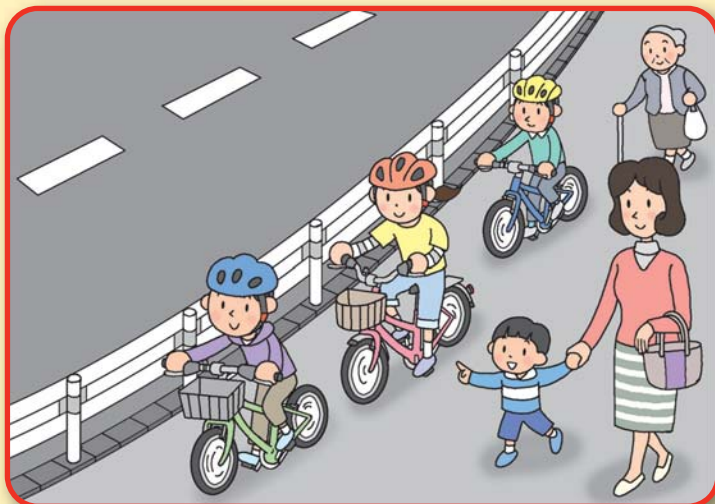
自転車は、車道の左側を通ることが決まっていますが、子供（13歳未満）が自転車に乗るときは、歩道を通ることができます。

保護者の方へ

大人（13歳以上）が自転車で歩道を通行できるのは、道路標識により自転車が歩道を通行することができる場合と、車道を通行することが危険でやむを得ない場合などです。

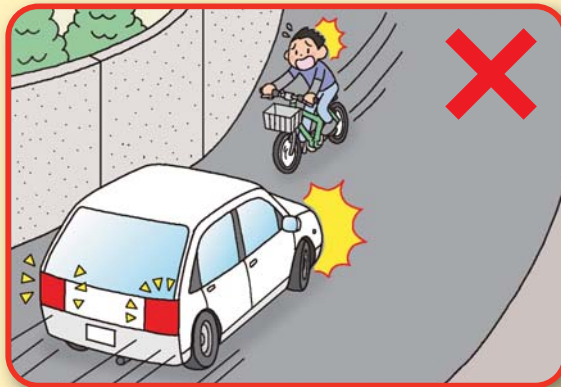
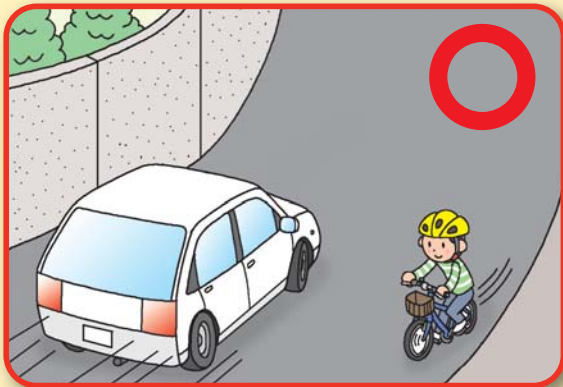
ただし、70歳以上の人と身体の不自由な人も、子供と同じように歩道を通ることができます。

（道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条、交通の方法に関する教則）



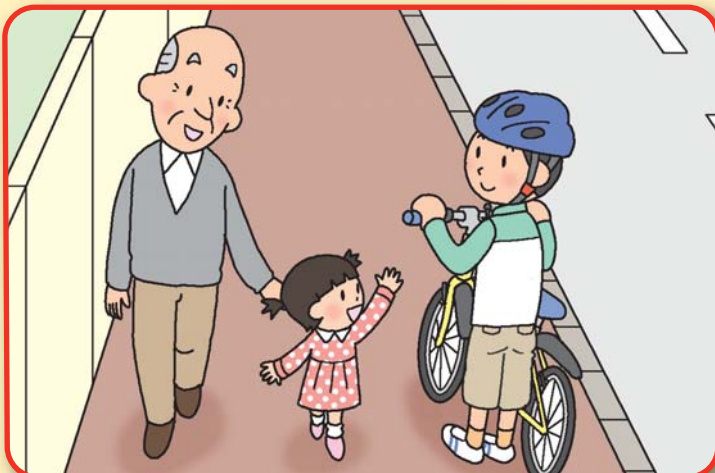
② 車道は左側を通行

車道を通るときは、左側を通ります。



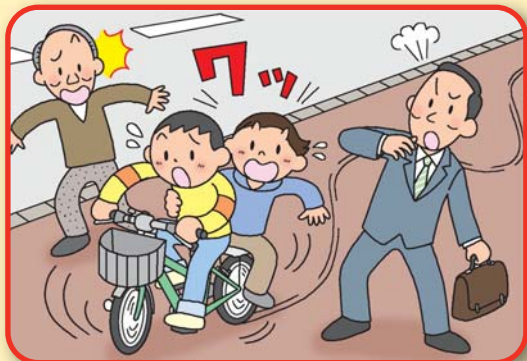
③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道は歩いている人が優先です。歩道を通るときは車道側に寄って通行し、歩いている人のぼう害になりそうなときは止まりましょう。



4 あん ぜん 安全ルールをまもる

▶ ふた り の 二人乗りはいけません。



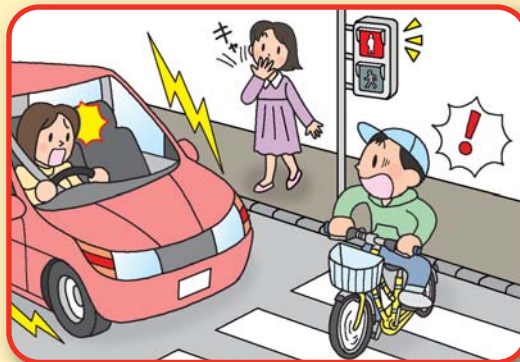
▶ じ てん しゃ 自転車どうして、よこ 横に並んで走ってはいけません。



▶ よる 夜はライトをつけましょう。



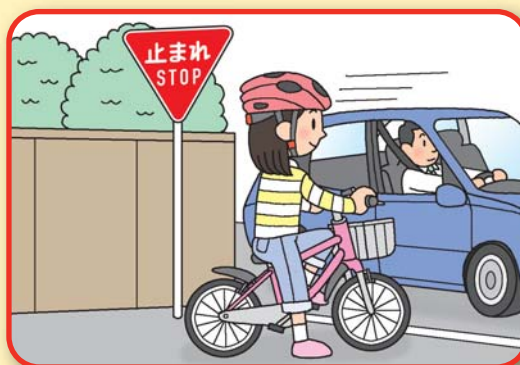
▶ しん ごう 信号は必ず守りましょう。



▶ 「と止まれ」の標識や、道路に「と止まれ」と書いてあるときは、必ず止まって安全を確認しましょう。



▶ 左右が見えにくい交差点を通るときは、しっかり左右の安全を確認しましょう。



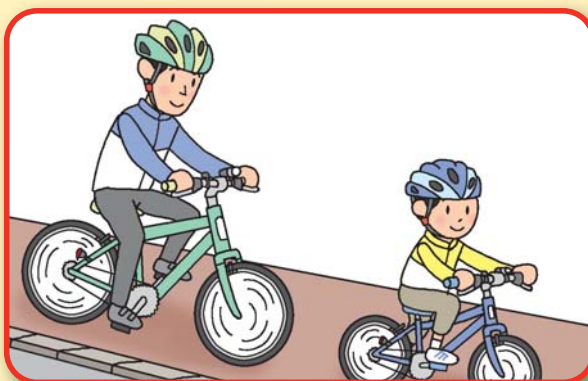
5 こ 子どもはヘルメットをちゃく よう着用

じ てん しゃ 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう。

保護者の方へ

保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

(道路交通法第63条の11)



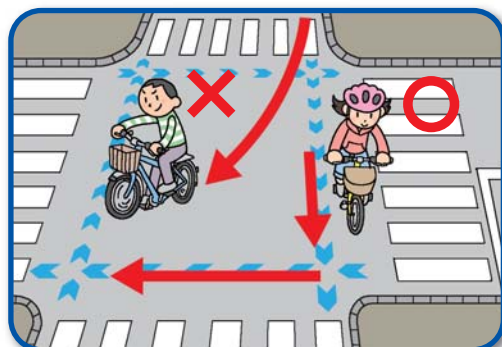
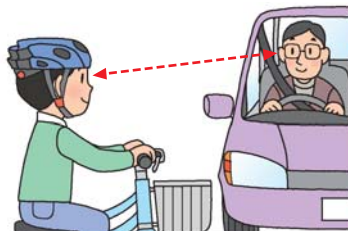
交差点や横断歩道での注意

交差点を右に曲がる時

- 自転車は、交差点をななめにわたることはできません。道路の左側によって交差点の向こう側まで真っすぐに進み、安全を確認して直角に曲がります。

【交差点をわたるとき】

- 車の運転手さんが気づいていないこともありますので、運転手さんが自分に気づいているか確認してからわたりましょう。

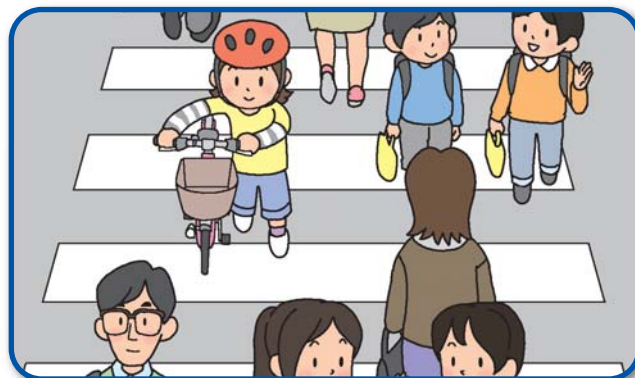


横断歩道をわたるとき

- 横断歩道に自転車のマークと線があるときは、その中を通ってわたりましょう。



- 横断歩道に自転車のマークと線がないときは横断歩道を通れますが、歩いている人のぼう害になりそうなときは自転車からおりて、自転車を押してわたりましょう。



そのほかに注意すること

- 傘をさしたままや、物をもったままの乗ってはいけません。



- イヤホンで音楽をきいたりなど、まわりの声や音が聞こえないようにしてはいけません。



- ブレーキがきかない自転車に乗ってはいけません。



保護者の方へ

保護者の方は、お子さんが乗る自転車を点検して、不良な部分がある場合には、自転車販売店などで、整備をしましょう。

子供が起こした事故であっても、自転車の利用によって生じた損害は、賠償しなければならないことがあります。万が一の場合に備えて、保険への加入をおすすめします。

